

中国でデータ越境安全評価弁法が公布

2022年7月19日

弁護士 辻 晃平

2022年7月7日、中国の国家インターネット情報弁公室は、データ越境安全評価弁法を公布しました。中国では、個人情報及び重要データの処理取扱いを規制するものとして、個人情報保護法、サイバーセキュリティ法（ネットワーク安全法）、データセキュリティ法の3法（以下「データ3法」）が制定されており、データ3法は、一定の要件を満たすデータ処理者が国外に重要データ又は個人情報を移転する際に、弁法に基づく安全評価を経る必要がある旨を規定していました。本弁法は、当該安全評価について規定したもので、本年9月1日に施行される予定です。

本弁法によれば、データ処理者が国外にデータを提供するときで、以下のいずれかに該当する場合、所在地の省級のインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門にデータ越境安全評価を申告する必要があります（同4条）。

- ① データ処理者が重要データを国外に提供する場合。
- ② 重要情報インフラ運営者及び100万人以上の個人情報を取り扱う情報処理者が国外に個人情報を提供する場合。
- ③ 前年1月1日から累計で10万人の個人情報または1万人の機微個人情報を国外に提供するデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合。
- ④ 国家インターネット情報部門が規定するデータ越境安全評価の申告を必要とするその他の状況。

上記のいずれかに該当するデータ処理者は、事前にデータ越境リスクの自己評価を行ったうえで（同5条）、省級のインターネット情報部門に申告書類を提出し（同6条）、省級のインターネット情報部門が申告書類に不備がないと判断すると、申告書類が国家インターネット情報部門に送られ（同7条）、申告書類が受理された後安全評価が行われます（同11条）。安全評価を通過した場合、その有効期間は2年間であり、データ処理者において有効期間満了後もデータ越境活動を継続する必要がある場合、有効期間満了の60営業日前に安全評価の再申告を行う必要があります（同14条）。

本弁法が公布されるまでに、数度のパブリックコメントが行われてきました。

- 2017年4月11日：個人情報及び重要データ越境安全評価弁法（[个人信息和重要数据出境安全评估办法](#)）案

第2条 ネットワーク運営者は、中華人民共和国国内における運営中に収集し及び発生する個人情報及び重要データを国内に保存しなければならない。業務の必要により国外に提供する必要が確か
にある場合には本弁法に従い安全評価をしなければならない。

- 2019年6月13日：個人情報越境安全評価弁法（[个人信息出境安全评估办法](#)）案

第2条 ネットワーク運営者は、中華人民共和国国内における運営中に収集した個人情報を国外に提供する（以下「個人情報越境」という。）場合には、本弁法に従い安全評価をしなければならない。安全評価の結果、個人情報の漏えいが国家の安全に影響を与え、公益を損なう可能性がある、または個人情報の安全を効果的に保護することが困難であると判断された場合には、越境してはならない。

- 2021年10月29日：データ越境安全評価弁法（[数据出境安全评估办法](#)）案

第2条 中華人民共和国国内における運営中に収集及び発生する、重要データ及び法に基づき安全評価を行うべき個人情報を国外に提供するデータ処理者は、本弁法の規定に従って安全評価をしなければならない。法律または行政法規に別段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

これらのパブコメ案と比較すると、本弁法は、データ越境安全評価を行わなければならない要件を上記①～④まで明確に定めている、国内保存義務については定められていない（国内保存義務は、サイバーセキュリティ法などの他の法令によって義務づけられている。）といった特徴があります。

前述のとおり、本弁法は、2022年9月1日から施行されますが、本弁法の施行前に既に実施されたデータ越境活動で、本弁法の規定に適合しないものは、本弁法の施行日から6ヶ月以内に是正を完了する必要があるため、注意が必要です（同20条）。

データ越境安全評価弁法の日本語仮訳は、以下をご参照下さい。

- [\[仮訳\] データ越境安全評価弁法](#)

なお、中国からの個人情報・重要データの越境移転の実務については、特集記事「[中国の個人情報保護法（データ3法）の下での国外移転の実務](#)」をご参照下さい。

以上

ニューズレターの配信登録は[こちら](#)です。
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>